

令和8年度 いちい 子ども・高齢者支援活動助成金 募集要領

1 助成事業の内容

一般社団法人いちいでは、子どもや高齢者の方々を支援する地域活動を応援するため、助成金交付事業を実施しており、このたび広く助成対象団体等を募集します。

助成率は設けず、助成金の限度額は1団体（1応募）当たり10万円とします。

なお、応募団体等が多数となった場合には、できるだけ多くの団体等を支援するため、採択団体数を優先し、1団体当たりの助成額（助成限度額）を引き下げることがありますので、あらかじめご了承ください。

2 応募の条件

(1) 助成対象団体等

夕張市、札幌市、北広島市、恵庭市、南幌町、栗山町及び由仁町内で次の①から④の活動目的に該当する団体・サークル・個人（以下、「団体等」という。）であること。

- ① 修学又は進学のお機に恵まれない児童生徒に対する支援並びに児童生徒の学習環境の充実及び教育機会の拡充に資する活動
 - ② 子ども及び高齢者が安心かつ安全に暮らすことのできる環境の整備、健康の維持及び増進、居場所づくり、交流の促進並びに孤立の防止に資する活動
 - ③ 子ども及び高齢者に関わる地域課題の解決、地域共生社会の推進及び持続可能な地域づくりに資する活動
 - ④ 子ども及び高齢者に関わる文化、芸術、スポーツその他地域社会の活性化に資する活動
- なお、団体・サークルにおいては、一定の規約等を有し、代表者及び会計処理が明確であること。

(2) 助成対象活動期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に行われる活動とする。

(3) 助成対象経費

助成対象経費は活動目的の達成に必要なものとし、人件費や団体の維持管理経費は対象外です。

主な助成対象経費は、資材購入費、会場費、イベント備品等借上げ費、講師等謝礼、交通通信運搬費、その他活動に必要な経費などですが、助成対象経費に計上されたものであっても、その用途について妥当性を個別に判断しますので、対象外となる場合があります。

3 応募書類、期間

いちい子ども・高齢者支援活動助成金申請書（第1号様式）に必要書類を添付の上、令和8年8月31日（必着）までに郵送で提出してください。

なお、提出書類に不備がある場合、審査対象から除外することがありますので、ご注意ください。

4 助成対象活動の決定

選定委員会で活動内容等を審査の上、選定結果の適否及び助成金額を決定します。

なお、審査結果については、応募者にFAXまたはメール等で連絡します。

また、活動内容を確認するため、実施確認を行います。

5 その他注意事項

- (1) 助成対象活動が終了後、速やかに実績報告書（第2号様式）を提出してください。
- (2) 助成金を他の用途に使用した場合や未使用と判断される場合は、助成金の一部または全額の返還を求めることがあります。
- (3) 提出いただいた申請書等については、当社団が必要とする業務の目的にのみ、個人情報保護法に基づいて使用します。

6 応募先、問い合わせ先

一般社団法人 いちい

〒060-0063 札幌市中央区南3条西1丁目1番1号 南3西1ビル5階
社会福祉法人 水の会内 TEL011-205-0341（担当平野、木下）

一般社団法人いちい 助成事業フロー図

